

2008(平成20)年度 法学既修者選考試験問題

## 商 法

(90分、総点100点)

**試験開始の指示があるまで開かないこと**

### 注意

1. 問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は2問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

## 第1問

甲株式会社の代表取締役専務Aは、甲会社を代表してXから鋼材を買い入れ、その代金支払のために、甲株式会社代表取締役社長B名義の約束手形を振り出し、Xに交付した。本件手形を振り出した当時、すでに甲会社の業績は極度に悪化しており、手形を支払うことができる見込みはほとんどなかったが、Aが起死回生を狙ってあえて鋼材を買い入れたものであった。Bが、甲会社の代表取締役に選任されたのは、業績不振の甲会社においてBの地位信用を利用するためであり、正式な選任手続を経て、取締役および代表取締役の就任登記もなされていた。ところが、Bは、県会議員、獣医、弁理士として多忙なため、社長印と自己の氏名のゴム印とをAに預け、甲株式会社代表取締役社長B名義で約束手形を振り出す権限をAに与え、その他業務一切をAに任せきりにしていた。その後、甲会社の業績は急速に悪化し、甲会社が振り出した本件手形は不渡りとなり、結局、Xは鋼材代金を回収することができなかった。甲社では他に、Aの弟Cが代表権のない取締役に就任し登記もなされていたが、それは、取締役の人数を確保するために過ぎず、遠隔地に居住しているので、甲会社の業務に関与できず、報酬も支払われていなかった。以上を前提にして、以下の設問(1)～(4)に答えよ。

(1) Xは、Aに対し、どのような責任を問うことができるか。(20点)

(2) Xは、Bに対しても責任を問うことができるか。(15点)

(3) Xは、Cに対しても責任を問うことができるか。(15点)

(4) 上と異なり、Bは、Aから「迷惑をかけないから、名前だけの代表取締役になって欲しい」と依頼され、承諾した結果、取締役および代表取締役の正式な選任手続がないままに、取締役および代表取締役の就任登記がなされているに過ぎない場合、Xは、Bに対して責任を問うことができるか。(15点)

第2問

乙株式会社は、株式の譲渡を制限する非公開会社であり、その定款は「当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない。」と規定していた。以上を前提にして、以下の設問(1)(2)に答えよ。

(1) Aは、乙会社の全株式を有するオーナー経営者であったが、取締役会の承認なしに、保有する株式の3割を取締役である長男Cに譲渡した。Cは、甲会社に対して株主名簿の名義書換を請求できるか。(15点)

(2) その後、Aが死亡し、Aが保有する発行済株式総数の7割に当たる株式が、配偶者B、長男C、および、次男Dに共同相続された。ところが、相続人間に争いが生じ、遺産分割が完了する前に、乙会社では、株主総会の特別決議によって乙会社の解散を決議したとして、解散の登記がなされたが、共同相続人の一人である次男Dが、そのような株主総会決議は存在していないとして、決議不存在確認の訴えを提起した。これに対し、乙会社は、会社法106条による権利行使者の指定・通知がないとして、Dの原告適格を争った。乙会社の主張は認められるか。(20点)

余白